

南区マスコットキャラクター

みなっち

デザイン利用ガイドライン



南区マスコットキャラクター
みなっち

目次

はじめに	2
マスコットキャラクター紹介	2
利用手続	3
イラストの使用における注意事項	5
利用できるイラストパターン	7

- ※ イラスト使用にあたり、要綱も併せてご一読ください。
- ※ 「みなっち」の名前やイラストは南区の登録商標です。
- ※ 本ガイドラインは、適宜必要な見直し及び改定を行ってまいります。

令和4年12月版

はじめに

ここでご紹介するキャラクター「みなっち」は、南区のマスコットキャラクターです。

この「デザイン利用ガイドライン」は、南区マスコットキャラクターみなっちイラスト取扱要綱に基づき、(以下「要綱」という。)イラストの利用手続、基本的な使用規定を示しています。

マスコットキャラクター紹介

キャラクタープロフィール

南区のマスコットキャラクター「みなっち」は、区制60周年を記念して、区民の皆さんからの公募により誕生した、桜の花びらをモチーフにした桜の妖精です。

広報よこはま南区版に登場したり、イベントなどでも活躍中です。

コラム

～みなっちの誕生～

平成16年の区制60周年を記念して南区のイメージにぴったりのマスコットキャラクターを作ることになりました。当時、区内在住・在勤・在学者を対象にデザインを募集したところ62点の応募がありました。その中から区民やデザイナーらでつくる選考委員会で3点の候補作品を選出した後、区民の皆さんに選んでいただき、デザインが決まりました。また、愛称を募った結果、区の花「さくら」の花びらをモチーフにしたキャラクターが選ばれ、「みなみ」「みんな」の中の「みな」を親しみやすく呼びやすくした「みなっち」という名前が選ばされました。

こうして南区民の皆さんのが詰まった「みなっち」は誕生しました。「みなっち」のイラストを使う時には、このガイドラインのルールを守って大切に扱ってください。



利用手続

みなっちイラストを使用するときは、事前に南区長の承認が必要です。
ただし、個人や家庭内で利用して楽しむ場合は、手續は不要です。

利用までの流れ

使用申請

承認

イラスト使用

使用後

使用を希望するイラストについて【別紙】連絡票も併せてご提出ください。

承認書と併せて
イラストデータを
お渡しします。

使用後は
・報告書
・製作物
をご提出ください。

① 使用申請

申請書(様式第1号)に必要事項を記入し、下記の申請先へ提出してください。

南区ホームページ内ページ『南区マスコットキャラクター「みなっち」の部屋』からダウンロードできます。

※ 申請用紙は下記の申請先窓口でも配布しています。



② 提出方法

ア. 申請書データを下記のメールアドレスへ送信(3営業日以内に受け取り確認メールがない場合はお電話でお問い合わせください)

イ. 申請書を申請先へ郵送

ウ. 申請書を申請先の窓口に提出

『南区マスコットキャラクター
「みなっち」の部屋』へ

【申請先】

南区役所 区政推進課 広報相談係(南区役所1階1番窓口)

住所:232-0024 横浜市南区浦舟町2丁目33番地

電話:045-341-1112 ファクス:045-341-1241

メールアドレス:mn-hpkusei@city.yokohama.jp

③ 承認

みなっちはイラストは、南区の魅力発信又は区民活動の推進に資することを目的とした活動にのみ使用することができます。

使用申請の内容について要綱に基づき審査し、承認した後に対象のイラストデータとともに、承認通知書を申請いただいた方あてにお送りします。

※ 申請内容によっては、内容の修正が必要な場合や使用を承認しない場合があります。

使用不可の場合(要綱第5条)

- 法令及び公序良俗に反するとき、又はその恐れのある場合
- 南区の信用又は品位を害するとき、又はその恐れのある場合
- 特定の個人、政党、宗教を支援又は公認する活動、又はその恐れのある場合
- 営利もしくは収益そのものを目的とするとき
- みなっちはイメージを損なうとき、又はその恐れのある場合
- その他区長が不適当と認める場合

④ 使用後

製作物の提出

事業終了後2週間以内に、南区マスコットキャラクターみなっちはイラスト使用報告書(様式第4号)及び、成果物等1点を区長にご提出ください。

使用料

無料でご使用いただけます。

イラストの使用における注意事項

イラストの変更・加工の禁止

イラストの変更・加工をして使用はできません
(拡大・縮小のみ可)。

※ 輪郭線などのラインの太さについても、作業過程で、
イラストの大きさに対して変わらないようにご注意ください。



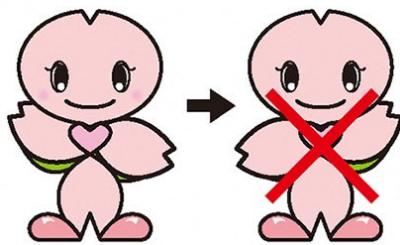
✗ 縦横比率の変更



✗ 色の変更



✗ 左右反転



✗ 他の図形・文字と重ねる



✗ イラストの改変



✗ ポーズ趣旨と異なる使用



✗ 帽子をかぶせる・
衣服を着せる等



✗ 物を持たせる等



✗ イラストの一部を切り取る



※ みなっちと他の図案などを組み合わせての使用(並べる等)については、区役所担当へご相談ください。

キャプションの表示

原則として、キャラクターの下に「南区マスコットキャラクターみなっち」のキャプションをゴシック体で表示してください。



南区マスコットキャラクター
みなっち

留意事項

- みなっちのイラストを使用することによって第三者との間で紛争が生じ、損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、南区は責任の一切を負いません(商標権に関する紛争も含む)。
- みなっちのイラストと、特定の企業・団体・商品等の名称・ロゴとを組み合わせて使用することはできません。
- みなっちにせりふ・メッセージ等をつける場合は「～だよ」「～だね」「～かな？」といった優しい言葉遣いを使用してください。
- 特定の企業・団体・商品名等を説明・推奨する表現はできません。

コラム

～「みなっち」と著作権～

このガイドラインは著作権法やみなっちの著作権者である南区が著作者（デザイン制作者）と取り交わした約束を踏まえて作成されています。このガイドラインに反する使い方をすると著作権を侵害してしまうことがありますので注意してください。

例えば・・・

- 申請を行わず勝手にイラストを使用する（個人や家庭内で利用して楽しむ場合を除く）
→【複製権の侵害】
10年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金、または併科（著作権法第119条第1項）
- 「イラストの変更・加工の禁止」の項目に挙げる禁止事項を行う
→【同一性保持権の侵害】
5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金、または併科（同条第2項）



利用できるイラストパターン

みなっちのイラストは、以下のパターンの中からご利用いただけます。申請時にご希望のイラストパターンをお知らせください。

以下のカラーイラスト以外にもパターンごとにモノクロ・線画・塗りつぶしのご用意があります。



No. 1
基本



No. 2
挨拶



No. 3
笑顔



No. 4
左上を見る



No. 5
困る



No. 6
驚き



No. 7
怒る



No. 8
お辞儀



No. 9
横向き



No. 10
まつり

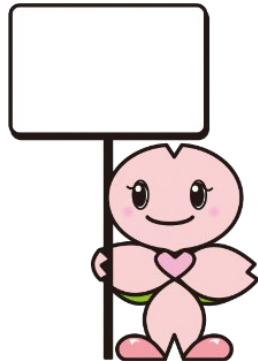


No. 11
説明(指し棒)



No. 12
説明(上半身)

一般用



No. 13
プラカード



No. 14
マスク



No. 15
手洗い



No. 16
注意喚起



No. 17
書類の受け渡し



No. 18
顔のみ



No. 19
顔のみ(輪郭なし)



No. 20
防災



No. 21
防犯



No. 22
交通安全



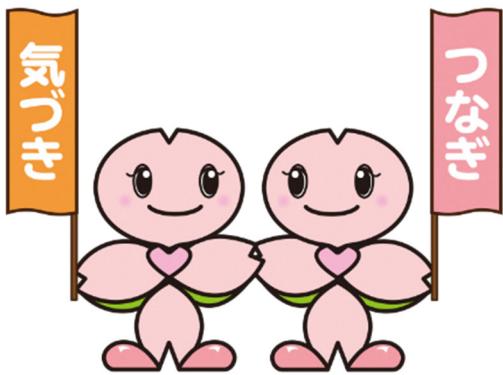
No. 23
清掃



No. 24
ランニング



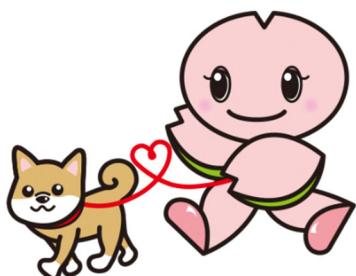
No. 25
ラジオ体操



No. 26
自殺対策



No. 27
啓発リボン
種類(レッドリボン／ピンクリボン／
オレンジリボン／パープルリボン)



No. 28
ペット飼育



No. 29
料理中



No. 30
体調不良

一般用

南区マスコットキャラクター

みなっち

デザイン利用ガイドライン

横浜市南区役所区政推進課

令和4年12月1日作成

お問合せ

南区役所区政推進課広報相談係

電話:045-341-1112

FAX:045-341-1241

メールアドレス:mn-hpkusei@city.yokohama.jp